

I 現況

1 大気汚染

■ 大気汚染物質【p6-p21】

測定物質	測定局	環境基準 適合状況	環境基準	掲載頁
二酸化硫黄	勝納	○	日平均値 0.04ppm 以下かつ 1 時間値 0.01ppm 以下	p8
二酸化窒素	塩谷	○	日平均値 0.04~0.06ppm 又はそれ以下	p10
	勝納	○		
	銭函	○		
	駅前交差点	○		
一酸化炭素	駅前交差点	○	日平均値 10ppm 以下かつ 8 時間平均値 20ppm 以下	p14
浮遊粒子状物質	塩谷	○	日平均値 0.10mg/m ³ 以下かつ 1 時間値 0.20mg/m ³ 以下	p16
	勝納	○		
	銭函	○		
	駅前交差点	○		
微小粒子状物質	勝納	○	年平均値 15μg/m ³ 以下かつ日平均値 35μg/m ³ 以下	p18
有害大気汚染物質	勝納	○	(ベンゼン) 3μg/m ³ 以下	p20

4か所の測定局で大気汚染物質の常時監視を実施し、全ての測定局及び項目において環境基準を達成しました。

■ 酸性雨【p21】

令和4年度の小樽市の酸性雨は pH5.2 であり、全国平均 pH 5.07 (令和3年度) と比較して酸性度は弱くなっています。

2 水質汚濁

■ 河川【p25-p28】

単位: mg/ℓ

採水地点	BOD	採水地点	BOD
蘭島川	3.2	入船川	3.3
桃内川	2.9	勝納川	2.9
塩谷川	2.3	熊碓川	2.9
浜中川	4.7	朝里川	2.1
祝津川	93	榎里川	2.4
牛川	2.4	張碓川	2.0
手宮川	2.1	礼文塚川	2.0
手宮仲川	2.1	銭函川	2.6
色内川	0.9	星置川	2.2
於古発川	2.3	新川	3.2

・・・水の汚れの目安・・・

1mg/ℓ 以下	非常にきれいな水質で簡易な浄水操作で水道水として利用可
2mg/ℓ 以下	ヤマメ・イワナ等が生息し、通常の浄水操作で水道水として利用でき、水浴も可能
3mg/ℓ 以下	サケ・アユ等が生息し、高度の浄水操作で水道水として利用可
5mg/ℓ 以下	コイ・フナ等が生息し、通常の浄水操作で工業用水として利用可
8mg/ℓ 以下	農業用水として利用可。高度の浄水操作で工業用水として利用可
10mg/ℓ 以下	特殊な浄水操作により工業用水として利用可。日常生活において不快感を生じない限度
10mg/ℓ 超過	日常生活において不快感を感じる汚い水で悪臭が発生

※ 年 3 回測定値の平均値

小樽市には環境基準が設定されている河川はありませんが、水質汚濁の状況を把握するため、市内 20 河川で水質調査を実施しています。

■ 小樽運河（海域）【p29-p31】

単位：mg/ℓ

採水地点	COD 値	環境基準 適合状況	環境基準
運河北端	3.9	○	8
運河北浜橋	4.6	○	8
運河中央橋	1.9	○	8
運河浅草橋	2.1	○	8

小樽海域には環境基準が設定されており、港湾区域内の小樽運河で4地点の水質調査を実施しており、全ての地点で環境基準を達成しています。なお、その他の小樽海域については北海道が調査しており、令和4年度は全ての海域で環境基準を達成しています。

3 騒音・振動

■ 環境騒音【p38-p39】

単位：デシベル（等価騒音レベル）

地域 類型	都市計画 用途地域	測定地点	騒音レベル		環境基準 適合状況		環境基準	
			昼	夜	昼	夜	昼	夜
A	1種低住専	桜5-16	45	37	○	○	55	45
	1種低住専	望洋台3-4	45	36	○	○		
	1種中高住専	入船3-13	45	36	○	○		
	1種中高住専	松ヶ枝1-5	46	35	○	○		
B	1種住居	高島3-6	50	39	○	○	55	45
	1種住居	花園2-10	45	35	○	○		
C	近隣商業	花園4-2	53	45	○	○	60	60
	商業	色内1-9	54	42	○	○		
	準工業	桜2-26	46	39	○	○		
	工業	天神2-7	50	44	○	○		

環境騒音は、全ての測定地点において環境基準を達成しています。

■ 交通振動【p39】

単位：デシベル（L10）

測定地点	区域	振動 レベル	要請限度値 達成状況
一般国道5号線 入船1-11	第2種	48	○
一般国道5号線 桜2-7	第1種	44	○
一般国道5号線 張碓町29	区域外	47	○
一般国道5号線 見晴町3	第1種	39	○
天神南小樽停車場線 緑1-9	第2種	33	○
小樽港稲穂線 色内2-3	第2種	37	○

・・・要請限度値・・・

	昼 (8~19時)	夜 (19~8時)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

交通振動は、全ての測定地点において要請限度値を下回っています。

II 地球温暖化問題

第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】の推進状況【p53-p54】

温室効果ガス	排出量 (t-CO ₂)		削減量 (t-CO ₂)	
	基準値※	R4 年度		
温室効果ガス総排出量	63,722	42,720	▲21,002	▲33.0%
二酸化炭素 (CO ₂)	42,724	32,925	▲9,799	▲22.9%
メタン (CH ₄)	8,883	8,837	▲46	▲0.5%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	867	956	89	10.3%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	2	2	0	0.0%

令和4年度は、温室効果ガス全体の排出量を平成25年度比で33.0%削減しました。

※ 温室効果ガス総排出量は2013（H25）年度、その他の温室効果ガスは2020（R2）年度を基準としているため、基準値の各数値の和は総排出量に一致しません。

Ⅲ 環境基本計画

環境指標の達成状況【p55-p81】

計画期間：平成27～令和6年度

	番号	環境指標	現状値 (基準値)	目標値 (R6年)	実績値 (R4年度)	達成度
自然と共生する まちづくり	①	森林面積	161.33km ² (H24年度)	現状を維持する	160.66km ² (R3年度)	B
	②	浚渫工事箇所数 (運河へ接続している3河川の沈砂池浚渫)	1回3か所 (H25年度)	現状より増やす	1回3か所	B
	③	環境緑地保護地区・自然景観保護地区	8か所 (H25年度)	現状を維持する	7か所	B
	④	記念保護樹木・保存樹木・保全樹林	15か所 (H25年度)	現状を維持する	15か所	A
	⑤	鳥獣保護区面積(4区域)	843ha (H25年度)	現状を維持する	843ha	A
	⑥	市民体験農園申込件数	120件 (H25年度)	現状より増やす	71件	C
安全で安心して暮らせる まちづくり	⑦	大気環境基準値超過件数 (常時監視項目)	0件 (H25年度)	現状を維持する	0件	A
	⑧	水質環境基準値超過件数 (運河4地点)	0件 (H25年度)	現状を維持する	0件	A
	⑨	騒音環境基準値超過件数 (一般環境騒音)	0件 (H25年度)	現状を維持する	0件	A
大切な資源を まわす まちづくり	⑩	市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量	476g/人・日 (H24年度)	現状より減らす	474g/人・日	A
	⑪	市民一人1日当たりの生活系資源物排出量	138g/人・日 (H24年度)	現状より増やす	139g/人・日	A
潤いと安らぎの まちづくり	⑫	市民一人当たりの都市公園面積	10.09m ² (H24年度)	(R2) 12m ²	12.03m ²	—
	目標値の達成年度であるR2年度の実績値は11.53m ² 、達成度はBとして終了している。R3年度以降は参考値扱いとする。					
	⑬	小樽歴史景観区域	131.6ha (H25年度)	現状を維持する	131.6ha	A
⑭	指定歴史的建造物の件数	73件 (H26年6月)	現状より増やす	79件	A	
地球環境を思いやる まちづくり	⑮	市事務事業からの温室効果ガス排出量(第3次小樽市温暖化対策推進実行計画指標)	H23年度比で6.6%削減 (H25年度)	(R3年) H23年度比で10%以上削減	H25年度比で33.0%削減	—
	目標値の達成年度であるH33(R3)年度の実績値はH23年度比で16.4%削減であり、達成度はAとして終了している。					
⑯	市民一人1日当たりの使用電力量	14.7kWh (H24年度)	現状より減らす	—	—	
《参考 推計値》(H24年度) 16.1kWh、(H25年度) 16.0kWh (H26年度) 16.1kWh、(H27年度) 16.0kWh、(H28年度) 16.3kWh (H29年度) 15.7kWh、(H30年度) 15.9kWh、(R元年度) 15.9kWh (R2年度) 15.3kWh						
取組みなご環境保全 まちづくり	⑰	森の自然館入館者数	11,787人 (H25年度)	(H30年) 18,500人以上	7,511人	—
	目標値の達成年度であるH30年度の実績値は10,684人、達成度はCとして終了している。R元年度以降は参考値扱いとする。					
	⑱	「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」 「おたるエコガイド」の配布部数	372部 (H25年度)	現状より増やす	461部	A
⑲	清掃ボランティア参加者数 (地域清掃や「ボイ捨て防止! 街をきれいにし隊」などへの参加者数)	12,527人 (H25年度)	現状より増やす	7,850人	C	

※ 達成度：「A.達成」「B.概ね予定どおり進んでいる」「C.遅れている」の3段階

※ 目標値の達成年度は基本的に令和6年度ですが、一部、指標の基礎となっている市の各個別計画における達成年度を設定している場合があります。